



福岡医発第 462 号（地）
令和 2 年 5 月 13 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
（公 印 省 略）

新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費の臨時的な取扱いについて別添のとおり別添のとおり日本医師会を通じて厚生労働省より示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

当該感染症における労災保険の取扱いについては、電話や情報通信機器を用いた診療による診断や処方をする場合には、労災診療費算定基準の対面による診療と同じ金額である初診料 3,820 円、再診料 1,400 円により算定することとなります。また、再診の際の再診時療養指導管理料（920 円）についても、電話等再診（1,400 円）と合わせて算定できることとなります。その他の取扱いにつきましては、別添資料をご参照ください。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る療養（補償）給付の請求についてのお問い合わせについては、福岡労働局労災補償課分室医療係（TEL：092－433－7225）宛ご照会ください。

小郡三井医師会より

労災担当理事 吉武靖博
会長 島田昇二郎

令和 2 年 5 月 1 2 日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之

新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費の臨時的な取扱いについて別添のとおり厚生労働省労働基準局補償課長より、取り扱いが示されましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

当該感染症における労災保険の取扱いについては、電話や情報通信機器を用いた診療による診断や処方をする場合には、労災診療費算定基準の対面による診療と同じ金額である初診料 3,820 円、再診料 1,400 円により算定することとなります。また、再診の際の再診時療養指導管理料（920 円）についても、電話等再診（1,400 円）と合わせて算定できることとなります。その他の取扱いにつきましては、別添資料をご参照ください。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜わりたくよろしくお願い申し上げます。

[添付資料]

- ・新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費の臨時的な取扱いについて
(令 2.5.11 基補発 0511 第 1 号 厚生労働省労働基準局補償課長)

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、労災診療費の臨時的な取扱いについて下記のとおり取りまとめたので、適切に取り扱われたい。

記

1 電話等を用いた場合の初診料について

令和 2 年 4 月 10 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 10)」において、同日付け厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡「新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(以下「4 月 10 日付け事務連絡」という。)の記の 1.(1)に規定する初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方をする場合には、当該患者の診療について、初診料として診療報酬の算定方法(平成 20 年 3 月 5 日付け厚生労働省告示第 59 号(最終改正:令和 2 年 3 月 5 日)の別表第一医科診療報酬点数表及び第二歯科診療報酬点数表(以下「健保点数表」という。)の A000 初診料の注 2 に規定する 214 点を算定することとされたところである。

一方、労災保険では、労災診療費算定基準(昭和 51 年 1 月 13 日付け基発第 72 号。最終改正:令和 2 年 3 月 31 日)により、初診料は 3,820 円と定められているが、電話等を用いた場合の初診料は設定されていないことから、当該患者の診療について、初診料を算定する際は、診療報酬が臨時的な取扱いをされる間、通常の対面による診療と同じ金額(3,820 円)により算定すること。

なお、その際は 4 月 10 日付け事務連絡における留意点等を踏まえ、本人確認ができる書類の写しをファクシミリや電子データをメールで医療機関に送信させ、またはそれが困難な患者についても、電話で氏名、生年月日、連絡先(電話番号、住所、勤務先等)を確認した上で、適切に診療が行われることが求められること。

2 電話等を用いた場合の再診料について

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いとして、慢性疾患等を有する定期受診患者等に対して、電話等再診料を算定できる範囲を広げているため、当該臨時的な取扱いが認められている間、該当する労災患者に対しても同様の取扱いとすること。

なお、再診料を算定する際は、通常の対面による診療と同じ金額（1,400 円）により算定すること。

3 再診時療養指導管理料について

従前より、電話再診の場合の再診時療養指導管理料については、健康保険の特定疾患療養管理料の考え方と同様、算定できないと取り扱っているところであるが、今般、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いにより、電話や情報通信機器を用いた再診の際も、特定疾患療養管理料等が算定できるととされていることに鑑み、再診時療養指導管理料（920 円）についても、診療報酬が臨時的な取扱いをされる間、電話等再診（1,400 円）と合わせて算定できるとすることとする。

4 その他

労災診療費は、従前どおり、労災診療費算定基準に定められているものを除き、健保点数表の診療報酬点数に労災診療単価を乗じて算定することとなるため、これまで示された健康保険で認められている新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについても、当該取扱いが認められている間、原則準拠して取り扱うこと。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る療養（補償）給付の請求があった際には、その診療内容を確認するため、当面の間、関係書類を支払前に医事係あて協議すること。